規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$$A \times (B/C) \times [\{(D-C)/C\} \times \underline{0.1} + 1] + \{(E \times 44 + 500)/(C \times \underline{1.72})\} + F$$

Ｂ／Ｃが7.50を超えるときは7.50とし、Ｄ－Ｃが負数となるときは０とし、（Ｄ－Ｃ）／Ｃ、｛（Ｄ－Ｃ）／Ｃ｝×0.1又は（Ｅ×44＋500）／（Ｃ×1.72）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和二年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十六号及び第三十八号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一～五　略］	［略］	［略］	［略］
六　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城	小学校の児童数	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の小学校に在学する児童数に、当該市町村の令和二年一月一日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在の外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、〇・九三五三九を超えるときは、	人

定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$$A \times (B/C) \times [\{(D-C)/C\} \times \underline{0.2} + 1] + \{(E \times 44 + 500)/(C \times \underline{1.74})\} + F$$

Ｂ／Ｃが7.50を超えるときは7.50とし、Ｄ－Ｃが負数となるときは０とし、（Ｄ－Ｃ）／Ｃ、｛（Ｄ－Ｃ）／Ｃ｝×0.2又は（Ｅ×44＋500）／（Ｃ×1.74）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同上］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和元年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十六号及び第三十八号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一～五　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［新設］			